

基礎研 レポート

公的年金額の据え置きは、 年金財政にとって二重の痛手 年金額改定ルールと年金財政への影響の再確認

保険研究部 兼 年金総合リサーチセンター 主任研究員 中嶋 邦夫
(03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

2016年度の公的年金額は2015年度から据え置き¹となること、2016年1月29日に発表されました²。据え置きのせいかメディアでは例年ほど大きく取り上げられませんでした。今回の据え置きは年金財政にとって二重の痛手となります。本稿では、年金額の改定ルールと年金財政への影響について再確認し、これらが2016年度の改定でどのように機能したかを確認します。さらに、本国会への法案提出が見込まれている、年金額の改定に関する見直しについても確認します。

1	年金額の改定ルール：本則の改定ルールと財政健全化のための調整ルールの2つを適用	2
1	本則の改定ルール	2
	(1) 基本的な考え方	2
	(2) 特例措置	3
	(3) 年金財政への影響	4
2	財政健全化のための調整ルール（いわゆるマクロ経済スライド）	4
	(1) 基本的な考え方	4
	(2) 特例措置	6
	(3) 年金財政への影響	6
2	2016年度の改定で、改定ルールはどう機能したか：2つの特例措置で年金財政に悪影響	7
1	本則の改定に特例措置が適用	7
2	財政健全化のための調整（いわゆるマクロ経済スライド）にも特例措置が適用	8
3	法案提出が予定されている見直しの内容：特例措置を見直し、年金財政の悪化を抑制	8
1	近年の状況	9
2	見直しの内容	9
	(1) 本則の改定ルールの見直し	9
	(2) 財政健全化のための調整ルール（いわゆるマクロ経済スライド）の見直し	10
3	見直しの影響（仮に2016年度の改定に見直し適用されていた場合）	11
4	むすびに	12

¹ 厳密には、2015年10月に施行された被用者年金制度一元化法により年金額(年額)の端数処理が変更されたため、年額50円以下の増減が生じる。

² <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000110893.html>

1 —— 年金額の改定ルール：本則の改定ルールと財政健全化のための調整ルールの2つを適用

公的年金の年金額は、社会経済の変化に対応して実質的な価値を維持するために、毎年度、金額が見直されています。この見直しは改定と呼ばれ、今年度の年金額が前年度と比べて何%変化するかは改定率と呼ばれます。現在は年金財政を健全化している最中なので、年金額の改定率は本則の改定率と財政健全化のための調整率（いわゆるマクロ経済スライドのスライド調整率）を組み合わせたものとなっています（図表1）。以下では、この2つを順に見ていきます。

図表1 現在の年金額改定ルールの概要

○現在(年金財政健全化中)の年金額の改定率

= 本則の年金額改定率 + 財政健全化のための調整率（マクロ経済スライドのスライド調整率）

※調整率の値はマイナス。

1 | 本則の改定ルール

(1) 基本的な考え方

本則の改定ルールは、財政健全化中か否かにかかわらず常に適用されるルールです。現在のルールでは、原則として、新しく受け取り始める年金額は賃金水準の変化に連動して、受け取り始めた後の年金額は物価水準の変化に連動して、改定されます。

しかし、2000年の改正以前は、受け取り始めた後の年金額も賃金水準の変化に連動して改定されていました。年金額が賃金水準の変化に連動して改定されるのは、おおまかにいえば、年金受給者の生活水準の変化を現役世代の生活水準の変化、すなわち賃金水準の変化に合わせるためです。言い換えれば、現役世代と引退世代が生活水準の向上を分かち合う仕組みといえるでしょう。また、この仕組みは年金財政の観点からも合理的です。年金財政の収入である保険料は、おおまかにいえば、賃金に連動して変化します。このため、年金財政の支出である給付費も賃金に連動して変化されれば、年金財政のバランスは維持されます。

しかし、この財政バランスが維持される話は、現役世代と引退世代のバランスが変わらない場合にしか成り立ちません。少子高齢化が進む社会では、現役世代の人数が減って保険料収入が減り、引退世代の人数が増えて支出である給付費が増えるため、財政バランスが悪化します。

そこで、2000年の改正でルールが変更されました。2000年の改正以前は受け取り始めた後の年金額も賃金水準の変化に連動して改定されていましたが、2000年の改正以後は受け取り始めた後の年金額は物価水準の変化に連動して改定されることになりました。過去の経済状況を見ると、賃金水準の伸びよりも物価水準の伸びの方が低かったため、物価水準の変化に連動させることで給付費の伸びを抑えることができます。受給者にとっては改定率が下がることにはなりますが、将来世代の負担増加を抑えるために改正されました。

直近の改正である2004年改正では、従来は法改正を経て行われていた年金額の改正を、予め法定し

たルールで自動的に行うことになりました。具体的なルールは、図表2のように規定されています。

図表2 本則改定ルールの原則

○新しく受け取り始める年金額の改定率（本則改定率）

- = 賃金水準の変化に連動した改定率（賃金改定率）
- = 名目手取り賃金変動率
- = 前年の物価上昇率+実質手取り賃金上昇率(2～4年度前の平均)
- = 前年の物価上昇率+実質賃金上昇率(2～4年度前の平均)+可処分所得変化率(2～4年度前の平均)

○受け取り始めた後の年金額の改定率（本則改定率）

- = 物価水準の変化に連動した改定率（物価改定率）
- = 前年（暦年）の物価（消費者物価指数）の上昇率

(注) 厳密には、64歳時点の賃金変動までが年金額に反映されるよう、67歳になる年度までは賃金改定率が適用される。

(2) 特例措置

2004年の改正では、上記の基本的なルールに加えて特例措置のルールも規定されました。従来は賃金水準の伸びが物価水準の伸びを上回ることが一般的でしたが、2000年代に入ると賃金水準の伸びが物価水準の伸びを下回る場合も想定されるようになってきました。そこで、賃金水準の伸びが物価水準の伸びを下回る場合には、前述の原則とは異なる特例措置がとられることになりました。具体的には、賃金水準の伸び（具体的には、図表2の計算式で決められる賃金改定率）と物価水準の伸び（具体的には、図表2で示した物価改定率）の大小関係や、伸びがプラス(上昇)かマイナス(下落)かによって、次のようにパターン分けされています。

図表3 本則改定ルールの特例措置

【原則】	賃金改定率	賃金と物価の関係			改定率	
		賃金改定率	物価改定率	大小関係	新しく受け取り始める年金額	受け取り始めた後の年金額
①	+	+	賃金改定率	賃金改定率 【原則】	物価改定率 【原則】	
②	+	-	∨			
③	-	-	物価改定率	賃金改定率	賃金改定率	
④	+	+	賃金改定率			
⑤	-	+	∧	ゼロ	ゼロ	
⑥	-	-	物価改定率	物価改定率	物価改定率	

これらの特例措置が設けられた理由は次のとおりです³。まず、賃金改定率と物価改定率がともにプ

³ 以下の説明は、2004年改正時の厚生労働省の説明（具体的には、厚生労働省数理課『厚生年金・国民年金平成16年財政再計算結果（報告書）』, p.102）を参考に記載した。なお、現在の厚生労働省の説明（例えば、社会保障審議会年金部会（2014年10月15日）の資料1 p.6）では、後述する制度の見直しを念頭に置き、受け取りはじめた後の年金額の改定率が新しく受け取り始める年金額の改定率より大きくなると給付と負担の長期的なバランスが保てなくなる旨が、記載されている。

ラスで、かつ賃金改定率が物価改定率よりも小さい場合（図表3の④の場合）は、現役世代と年金受給者とのバランスを考慮し、現役の賃金の伸びを上回る年金額の引き上げは不適切という理由で、受け取りはじめた後の年金額の改定率を物価改定率よりも低い賃金改定率にとどめられることになっています。

賃金改定率がマイナスで物価改定率がプラスの場合（図表3の⑤の場合）は、原則どおりだと受け取り始めた後の年金額の改定率が新しく受け取り始める年金額の改定率より高くなるため、2000年改正の主旨に反して不適切です。しかし、受け取り始めた後の年金額の改定率を、ゼロ（前年度と同額）よりも低くしてまで新しく受け取り始める年金額の改定率に合わせるのは不適切という理由で、新しく受け取り始める年金額の改定率と受け取り始めた後の年金額の改定率をともにゼロとされる、いわば痛み分けの形になっています。

賃金改定率と物価改定率がともにマイナスでかつ賃金改定率が物価改定率よりも小さい場合（図表3の⑥の場合）は、前の場合（図表3の⑤の場合）と同様に、原則どおりだと受け取り始めた後の年金額の改定率が新しく受け取り始める年金額の改定率より高くなるため、2000年改正の主旨に反して不適切です。しかし、物価上昇率を下回る賃金改定率で受け取り始めた後の年金額を改定して、名目額でも実質額でも前年度を下回るのは不適切という理由で、新しく受け取り始める年金額の改定率を賃金改定率よりも高い受け取り始めた後の年金額の改定率（すなわち物価改定率）に揃えられることになっています。

(3) 年金財政への影響

前述のとおり、大雑把に考えれば、現役世代と引退世代のバランスが変わらない場合には、年金額が賃金改定率で改定されても年金財政の収入と支出がともに賃金に連動する形になるため、財政バランスは維持されます。現在の本則改定の原則のように、受け取り始めた後の年金額が賃金改定率よりも低い物価改定率で改定されれば、年金財政が改善する方向に働きます。

しかし、前述した特例措置のうち、賃金改定率がマイナスで物価改定率がプラスの場合（図表3の⑤の場合）と賃金改定率と物価改定率がともにマイナスでかつ賃金改定率が物価改定率よりも小さい場合（図表3の⑥の場合）は、年金額の改定率が賃金改定率よりも高くなるため、年金財政が悪化する方向に働きます。同時に、年金額の伸び率（改定率）が現役世代の賃金の伸び率よりも高いという意味での、世代間のバランスの問題も生じます。

2 | 財政健全化のための調整ルール（いわゆるマクロ経済スライド）

(1) 基本的な考え方

財政健全化のための調整ルール（いわゆるマクロ経済スライド）は、年金財政が健全化されるまで実施される仕組みです。現在のルールでは、原則として、保険料を支払う現役世代が減少した分と、年金を受給する引退世代が増加する分にあわせて、年金額の改定が調整（削減）されます。具体的な仕組みは、図表4のとおりです。

図表4 財政健全化のための調整ルール(いわゆるマクロ経済スライド)の原則

○スライド調整率 (マクロ経済スライドのスライド調整率)

＝保険料を支払う現役世代が減少した分＋年金を受給する引退世代が増加する分
＝公的年金の全被保険者(加入者)数の増加率の実績 (2～4年度前の平均)
－引退世代の平均余命の伸びを勘案して設定された一定率 (0.3%で固定)

※公的年金の全被保険者(加入者)数の増加率は、少子化によりマイナスとなる。

※財政健全化中の年金額の改定率 (図表1を再掲。調整率の値はマイナス)

＝本則の年金額改定率＋財政健全化のための調整率 (マクロ経済スライドのスライド調整率)

この仕組みは、次のような単純化した年金財政をイメージすると、大まかに理解できます(図表5)。年金財政を単純化して、保険料収入と年金給付費だけを考えます。保険料収入は、加入者(被保険者)の人数とその給与に保険料率をかけたものになります。一方、支出は、受給者の人数と1人当たりの年金額をかけたものになります。この両者がバランスしていれば、年金財政は安定しているということになります。これを変化率で考えてみますと、保険料収入では、今後保険料率は固定されますので、加入者数の増加率と賃金の上昇率が収入の増え方に影響されることになります。支出は、受給者の増加率と、年金額の変化すなわち年金額の改定率に影響を受けます。この図表5の2番目の式を「年金改定率＝」という形で組み替えると、図表5の3番目の式になります。年金改定率は、賃金の上昇率に、加入者数の増加率から受給者の増加率を引いたものを加える、ということになります。ここで、受給者数の増加率は引退世代の寿命の伸び率に近いと考えることができます。すると、年金改定率は、賃金上昇率に、加入者数の増加率と引退世代の寿命の伸び率の差を加えることになります。このうち、賃金上昇率が本則の年金額改定率であり、加える部分が財政健全化のための調整率(マクロ経済スライドのスライド調整率)に相当します。加入者数の増加率は少子化の影響でマイナスになりますので、財政健全化のための調整率(マクロ経済スライドのスライド調整率)はマイナスになります。

図表5 単純化した年金財政で考える、財政健全化のための調整率のおおまかな意味合い

○単純化した年金財政のバランス

保険料収入＝年金給付費

被保険者(加入者)数×平均賃金×保険料率＝受給者数×平均年金額

○これを変化率で考えると

被保険者数の増加率＋賃金上昇率＝受給者数の増加率＋年金額の改定率

○これを整理すると

年金額の改定率＝賃金上昇率＋被保険者数の増加率－受給者数の増加率

○受給者数の増加率が引退世代の寿命の伸び率に近いと考えると

年金額の改定率＝賃金上昇率＋(被保険者数の減少率－引退世代の寿命の伸び率)
＝本則の年金額改定率＋財政健全化のための調整率

(2) 特例措置

財政健全化のための調整ルール（いわゆるマクロ経済スライド）にも、特例措置（いわゆる名目下限措置）が設けられています。特例措置は、(a)原則どおりに調整率を適用すると調整後の改定率がマイナスになる場合と、(b)本則の年金額改定率がマイナスの場合、に適用されます。

(a)の場合は、調整後の改定率がマイナスなので年金額が前年度を下回ることになります。これを避けるため、(a)の場合には、実際に適用される調整率の大きさ（絶対値）を本則の改定率と同じ大きさ（絶対値）にとどめて、調整後の改定率をゼロ%とすることになっています。(b)の場合は、本則の年金額改定率がマイナスなので、年金額が前年度を下回るようになります。そこで、財政健全化のための調整率をまったく適用しない、すなわち実際に適用される調整率をゼロ%とすることになっています。

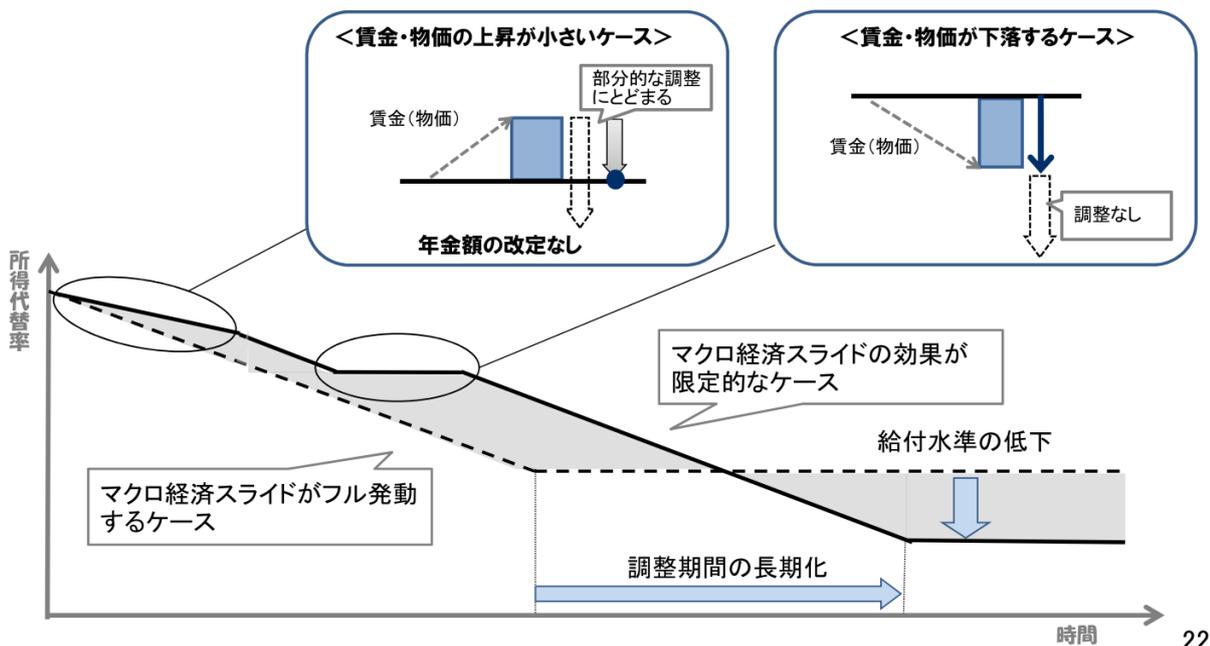
図表6 財政健全化のための調整ルールの特例措置

パターン	【原則】	【特例措置 a】	【特例措置 b】
パターン分けの内容	—	原則どおりに適用すると、調整後の改定率がマイナスになる場合	本則の年金額改定率がマイナスの場合
調整過程のイメージ			
【数値例】			
本則の改定率	+1.5%	+0.5%	-1.0%
本来の調整率	-1.2%	-1.2%	-1.2%
	↓	↓	↓
実際の調整率	-1.2%	-0.5%	±0.0%
	↓	↓	↓
調整後の改定率	+0.3%	±0.0%	-1.0%

(3) 年金財政への影響

財政健全化のための調整ルールの特例措置が適用される場合には、年金財政の健全化に必要な措置（いわゆるマクロ経済スライド）が十分に働かないことになるため、年金財政の悪化要因となります。その結果、財政健全化に必要な調整期間の長期化が必要となり、将来の年金の給付水準（図表7では所得代替率と記載）の低下がもたらされることになります。

図表7 特例措置の適用によって、財政健全化に必要な調整期間が長引くイメージ



(資料) 社会保障審議会年金部会 (2014年10月15日) 資料1 p. 22.

2 —— 2016年度の改定で、改定ルールはどう機能したか：2つの特例措置で年金財政に悪影響

ここでは、2016年度の年金額改定に関する厚生労働省のプレスリリース資料を見ながら、前述した改定ルールが2016年度の改定でどのように機能したかを確認します。

1 | 本則の改定に特例措置が適用

図表8の参考1に記載されている諸数値を図表2に示した式に当てはめると、賃金改定率と物価改定率は次のようになります。

- ・賃金改定率＝名目手取り賃金変動率＝ -0.2% (この内訳は図表8の※1を参照)
- ・物価改定率＝物価変動率＝ $+0.8\%$

この2つを図表3に当てはめると、賃金改定率がマイナスで物価改定率がプラスなので、図表3の⑤に当てはまることとなります。このため、前述の理由で、2016年度の年金額改定率は次のようになります。これが、図表8の参考2に記載されている内容となります。

- ・新しく受け取り始める年金額の改定率 (本則改定率) = 0%
- ・受け取り始めた後の年金額の改定率 (本則改定率) = 0%

このように2016年度の本則ルールの年金額改定は図表3の⑤に当てはまるため、年金額の改定率が賃金改定率よりも高くなり、年金財政が悪化する方向に働きます。

図表8 2016年度の年金額改定に関する厚生労働省のプレスリリース資料(抜粋)

参考1：平成28年度の年金額改定に係る各指標

- ・名目手取り賃金変動率 ※1 ……………▲0.2%
- ・物価変動率…………… 0.8%
- ・マクロ経済スライドによる「スライド調整率」※2 …… ▲0.7%

(ただし、平成28年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドの調整は行われず、年金額は昨年度から据え置き～)

※1 (中略)

◆名目手取り賃金変動率 (▲0.2%)

=実質賃金変動率 (▲0.8%) × 物価変動率 (0.8%) × 可処分所得割合変化率 (▲0.2%)
(平成24～26年度の平均) (平成27年の値) (平成25年度の変化率)

※2 (中略)

◆スライド調整率 (▲0.7%)

=公的年金被保険者数の変動率 (▲0.4%) × 平均余命の伸び率 (▲0.3%)
(平成24～26年度の平均)

参考2：年金額の改定ルール

(中略) 給付と負担の長期的な均衡を保つ観点から、賃金水準の変動がマイナスで物価水準の変動がプラスとなる場合には、現役世代の保険料負担能力が低くなっていることに着目し、ともにスライドなしとすることが規定されています(したがって、マクロ経済スライドによる調整も適用されません)。

(資料) 厚生労働省「平成28年度の年金額改定についてお知らせします～物価・賃金によるスライドは行われず、年金額は昨年度から据え置き～」。

2 | 財政健全化のための調整(いわゆるマクロ経済スライド)にも特例措置が適用

先ほど確認した本則の年金額改定率と、図表8の参考1に記載されているスライド調整率を図表6に当てはめると、特例措置aに当てはまります。このため、スライド調整後の年金額改定率は次のようになります。

- ・新しく受け取り始める年金額の改定率(本則改定率+スライド調整率)=ゼロ%+ゼロ%=ゼロ%
- ・受け取り始めた後の年金額の改定率(本則改定率+スライド調整率)=ゼロ%+ゼロ%=ゼロ%

このように2016年度の財政健全化のための調整ルール(いわゆるマクロ経済スライド)は図表6の特例措置に当てはまるため、年金財政の健全化に必要な措置(いわゆるマクロ経済スライド)が十分に働かず、年金財政の悪化要因となります。

3 —— 法案提出が予定されている見直しの内容：特例措置を見直し、年金財政の悪化を抑制

ここでは、現在開催されている第190回通常国会への法案提出が予定されている、年金額改定の見

直しについて確認します。

1 | 近年の状況

先ほど見たように、2016年度の年金額改定では、本則の改定ルールと財政健全化のための調整ルール（いわゆるマクロ経済スライド）の双方で特例措置に該当し、2つの意味で年金財政に悪影響を与えることになりました。

このように特例措置に該当する状況は、2016年度に限りません。本則の改定では、2006年度以降はずっと特例措置（図表3のパターン④～⑥）に該当しており、特に年金財政に悪影響を与えるパターン（図表3のパターン⑤と⑥）が多くなっています（図表9）。財政健全化のための調整（いわゆるマクロ経済スライド）では、初実施となった2015年度は原則に該当しましたが、その背景には2014年4月に消費税の税率が引き上げられた影響で物価改定率が高めになる、という特殊事情がありました。2014年度以前に財政健全化のための調整（いわゆるマクロ経済スライド）実施されていたと仮定した場合には、特例措置に該当して年金財政に悪影響を与えるパターンが多くなっていたと想定されます（図表9のグレーの部分）。

図表9 2004年改正以降における、年金額改定関連の諸数値と改定パターンの推移

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
賃金改定率	+0.3%	-0.4%	±0.0%	-0.4%	+0.9%	-2.6%	-2.2%	-1.6%	-0.6%	+0.3%	+2.3%	-0.2%
物価改定率	±0.0%	-0.3%	+0.3%	±0.0%	+1.4%	-1.4%	-0.7%	-0.3%	±0.0%	+0.4%	+2.7%	+0.8%
本則のパターン	①	⑥	④	⑤	④	⑥	⑥	⑥	⑤	④	④	⑤
スライド調整率	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-0.7%
調整のパターン	a/a	b/b	a/a	a/a	原則/原則	b/b	b/b	b/b	a/a	a/a	原則/原則	a/a

（注1）本則のパターンは図表3のパターンを指す。調整のパターンは図表6のパターンを指し、左が新しく受け取り始める年金額の調整のパターン、右が受け取り始めた後の年金額の調整のパターンを指す。スライド調整率は、図表6の本来の調整率を指す。

（注2）本則のパターンや調整率のパターンの赤字は、年金財政に悪影響が発生するパターンを指す。

（注3）財政健全化のための調整ルール（いわゆるマクロ経済スライド）は2015年度から開始されたため、それ以前のスライド調整率は存在しない。上の表の2014年度までの値（グレーの部分）は、スライド調整率の定義に基づいて筆者が計算したもの。なお、スライド調整率の定義では月ごとの公的年金被保険者数をもとに年度平均値の変動率が計算されるが、筆者計算部分では社会保障審議会年金数理部会が公表している年度末の公的年金被保険者数を使って計算した。

2 | 見直しの内容

先ほど見たような、年金額改定の特例措置に該当して年金財政が悪化する事態を避けるため、次のような見直しが計画されています。この内容は社会保障審議会年金部会での確認が済み、現在開かれている第190回通常国会への法案提出が予定されています。

(1) 本則の改定ルールの見直し

本則の改定ルールにおいては、賃金改定率が物価改定率を下回る場合に適用される特例措置のうち、年金財政を悪化させるもの（図表3の⑤と⑥）が見直される見込みです（図表10）。

賃金改定率がマイナスで物価改定率がプラスの場合（図表3の⑤の場合）は、これまでの特例措置

では新しく受け取り始める年金額の改定率と受け取り始めた後の年金額の改定率がともにゼロとされていましたが、見直し後は両者ともに賃金改定率で改定されることとなります。賃金改定率と物価改定率がともにマイナスでかつ賃金改定率が物価改定率よりも小さい場合（図表3の⑥の場合）は、これまでの特例措置では新しく受け取り始める年金額の改定率と受け取り始めた後の年金額の改定率がともに物価改定率とされていましたが、見直し後は両者ともに賃金改定率で改定されることとなります。

これらの見直しにより、賃金改定率が物価改定率を下回る場合でも年金改定率は賃金改定率となるため、年金財政の支出である年金給付費の変動が保険料収入の変動、すなわち賃金水準の変動と連動する形になり、年金財政への悪影響を現在よりも抑えることができます。本則の改定ルールは財政健全化のための調整ルール（いわゆるマクロ経済スライド）の適用が終了した後も恒久的に適用されていくため、今回の見直しは年金財政にとって大変意義のある見直しと言えます。

図表10 本則の改定ルールの見直し案

	★現行のルール			★見直し後のルール(案)		
	賃金と物価の関係			改定率		
	賃金改定率	物価改定率	大小関係	新しく受け取り始める年金額	受け取り始めた後の年金額	
①	+	+	賃金改定率 ∨ 物価改定率	賃金改定率 【原則】	物価改定率 【原則】	} 現行どおり
②	+	-				
③	-	-				
④	+	+	賃金改定率 ∧ 物価改定率	賃金改定率	賃金改定率	賃金改定率
⑤	-	+		ゼロ	ゼロ	
⑥	-	-	物価改定率	物価改定率	物価改定率	賃金改定率

(2) 財政健全化のための調整ルール（いわゆるマクロ経済スライド）の見直し

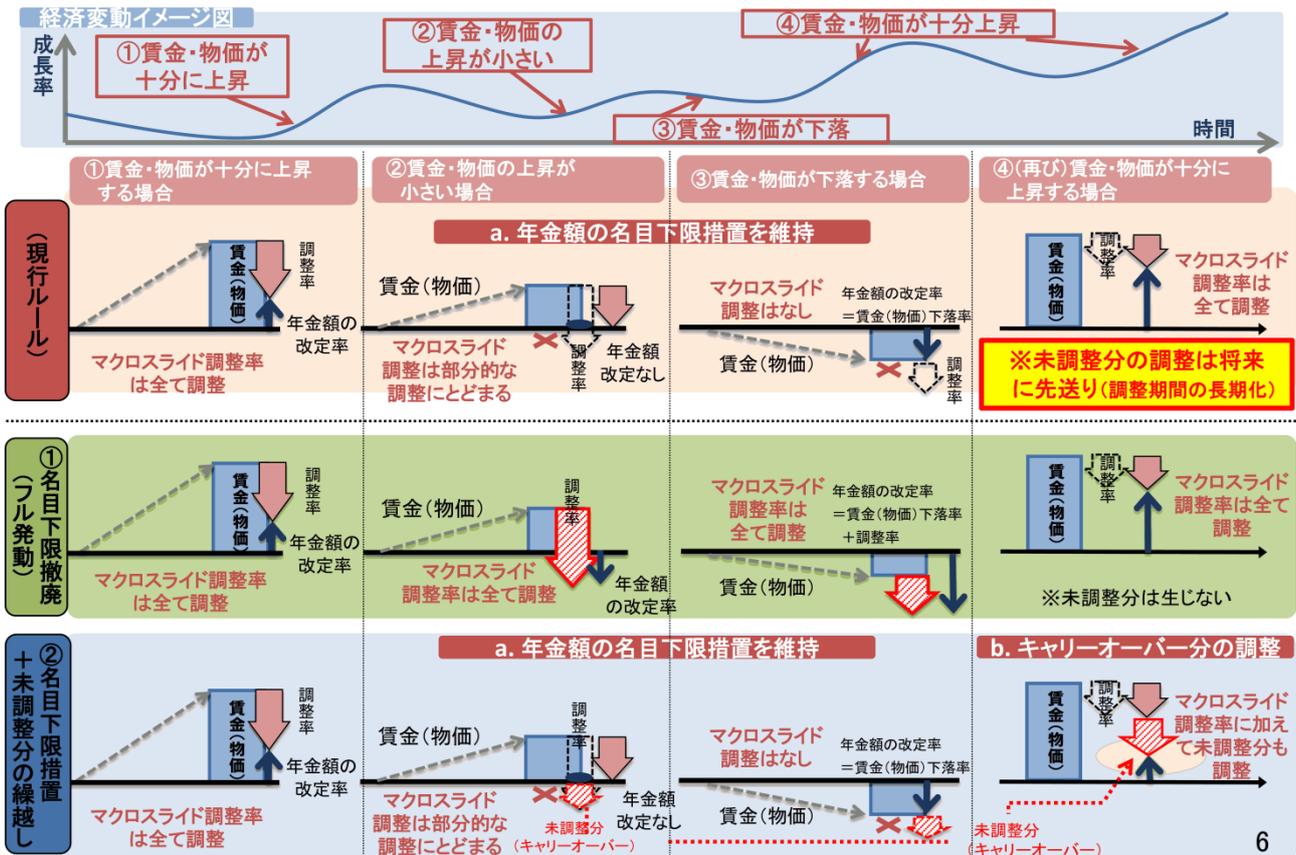
財政健全化のための調整ルール（いわゆるマクロ経済スライド）においては、現在の特例措置はそのまま継続されますが、特例措置に該当した場合に生じる「調整の未実施分」（下記の厚生労働省の資料では、「未調整分(キャリアオーバー)」と記載）が累積され、特例に該当しない年度に当年度分の調整と未調整分(キャリアオーバー)を合わせて調整するように、制度が見直される見込みです（図表11の「②名目下限措置+未調整分の繰越し」）。

これまでは、特例措置に該当した場合に生じる未調整分は特段繰り越されず、その結果として財政健全化に必要な調整期間が長引き、将来の年金の給付水準が低下する仕組みになっていました。見直しによって未調整分が持ち越されて調整されるようになると、特例措置に該当した年度ではツケの先送りが生じますが、それが見直し前よりも早い時期に精算される可能性が出てきます。

しかし、今後の経済状況によっては、特例に該当しない年度に当年度分の調整と未調整分(キャリアオーバー)を合わせた大幅な調整が出来ない場合も考えられるため、未調整分(キャリアオーバー)の精算が完了しないままになる可能性もあります。

図表11 財政健全化のための調整ルール(いわゆるマクロ経済スライド)の見直し案

現在の受給世代と将来の受給世代のバランスも考慮したマクロ経済スライド調整の在り方



(注1) 見直し案の主力となっているのは、上記のうち「②名目下限措置+未調整分の繰越し」。
 (資料) 社会保障審議会年金部会 (2015年12月8日) 資料1-2 p. 6.

3 | 見直しの影響 (仮に 2016 年度の改定に見直しが適用されていた場合)

この見直しの影響を、仮に 2016 年度に見直しが適用されていた場合と比較して確認すると、図表 12 のようになります。2016 年度の賃金改定率と物価改定率の組み合わせは、本則のパターンが図表 3 の⑤に該当します。現行の改定ルールでは新しく受け取り始める年金額の改定率 (本則改定率) と受け取り始めた後の年金額の改定率 (本則改定率) とともにゼロ%となりますが、見直し後のルールでは両者ともに賃金改定率 (-0.2%) が適用されます (図表 10)。その結果、本則の改定率が両者ともマイナスとなるため、調整のパターンは図表 6 の特例措置 b に該当します。この場合、実際に適用されるスライド調整率はゼロ%となるので、調整後の改定率は本則の改定率と同じになります。見直しで新たに設けられる翌年度以降に繰り越される未調整分 (キャリアオーバー) は、本来のスライド調整率 (-0.7%) と実際に適用されるスライド調整率 (ゼロ%) の差である -0.7% となります。

このように、現行の改定ルールではゼロ%だった改定率が -0.2% となり、未調整分 (キャリアオーバー) の -0.7% は次に原則どおりの調整パターンとなる際に精算されていきます。受給者にとっては現行よりも厳しい改定となりますが、その分、将来世代へのツケの先送りが軽減されます。

図表12 見直しの影響例（2016年度の実際の改定率と、仮に見直しが適用されていた場合との比較）

	2016年度の 実際の改定率 (現行の改定ルール)	仮に見直しが適用 されていた場合
賃金改定率	-0.2%	同左
物価改定率	+0.8%	同左
本則のパターン（図表3のパターン番号）	⑤	同左
新しく受け取り始める年金額の改定率（本則）	±0.0%	-0.2%
受け取り始めた後の年金額の改定率（本則）	±0.0%	-0.2%
本来のスライド調整率	-0.7%	-0.7%
調整のパターン（図表6のパターン記号）	a/a	b/b
実際に適用されるスライド調整率	±0.0%	±0.0%
新しく受け取り始める年金額の改定率（調整後）	±0.0%	-0.2%
受け取り始めた後の年金額の改定率（調整後）	±0.0%	-0.2%
繰り越される未調整分（キャリアオーバー）	-	-0.7%

（注1）調整のパターンのうち、左は新しく受け取り始める年金額の調整のパターン、右は受け取り始めた後の年金額の調整のパターンを指す。

4 ———— むすびに

年金額の改定は、金額の変動がある場合、特に減額される場合に大きな関心を呼びますが、前半で述べたように年金額が据え置かれる場合には年金財政への悪影響が発生します。最後に述べた見直しによって悪影響は軽減される見込みですが、将来世代になるべくツケを回さないよう、給付調整の未実施分（キャリアオーバー）がどのように推移していくかに注目し、見直しを検討する必要もあるでしょう。